

## 会議概要

令和 7 年 9 月 1 9 日

|           |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開催した会議の名称 | 令和 7 年度 佐賀県社会福祉審議会                                                                                                                                                                                                                                           |
| 開催日時      | 令和 7 年 9 月 8 日（月）<br>午後 1 時 3 0 分から午後 3 時まで                                                                                                                                                                                                                  |
| 開催場所      | （所在地）佐賀市城内 1 丁目 1 番 5 9 号<br>（会場名）佐賀県社会福祉会館「Fukku」 大研修室                                                                                                                                                                                                      |
| 出席者       | 猪村委員、松山委員、安德委員、大坪委員、加藤委員、江下委員、山口委員、森本委員、山田委員、田中委員、藤崎委員、平川委員、藤瀬委員、井上委員、小谷委員、池田委員、久保山委員、小野原委員、松瀬委員、小林委員、江口委員、大垣内委員<br>県長寿社会課 木塚副課長、障害福祉課 吉田技術監<br>こども家庭課 野田課長、こども未来課 千綿課長<br>事務局：健康福祉部 種村部長、健康福祉部 豊田副部長、社会福祉課 福田課長、江島副課長、江副係長、綾部主査、下平主査、野田主事                   |
| 会議の公開・非公開 | 公開                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 会議非公開の理由  | －                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 傍聴者の人数    | 0 人                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 会議の概要     | 1 開会<br>2 議事事項<br>＜報告事項＞<br>（１）佐賀県地域福祉支援計画 Ver. 6 の進捗状況等<br>（２）孤独・孤立対策<br>（３）佐賀県こども計画の概要<br>（４）児童福祉法改正（児童虐待防止対策関係）<br>3 意見交換 ※委員からの意見は会議録のとおり<br>4 閉会                                                                                                        |
| 会議資料      | ・ 次第<br>・ 資料No. 1：佐賀県社会福祉審議会の概要<br>・ 資料No. 2：佐賀県社会福祉審議会委員一覧<br>・ 資料No. 3：佐賀県地域福祉支援計画 Ver. 6 の進捗状況等<br>・ 資料No. 4：孤独・孤立対策<br>・ 資料No. 5：佐賀県こども計画の概要<br>・ 資料No. 6：児童福祉法改正（児童虐待防止対策関係）<br>・ 参考資料 1：佐賀県地域福祉支援計画 Ver. 6 の進捗状況一覧<br>・ 参考資料 2：「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ |
| 問い合わせ先    | 担 当：健康福祉部社会福祉課地域福祉担当<br>電 話：0952 - 25 - 7053<br>F A X：0952 - 25 - 7264<br>E-mail： <a href="mailto:syakaifukushi@pref.saga.lg.jp">syakaifukushi@pref.saga.lg.jp</a>                                                                                           |

## 様式 3

### 会 議 録

- 1 開催した会議の名称 令和7年度 佐賀県社会福祉審議会
- 2 開催日時 令和7年9月8日（月曜日）13時30分～15時00分
- 3 開催場所 佐賀県社会福祉会館「Fukku」 大研修室
- 4 出席者 猪村委員、松山委員、安德委員、大坪委員、加藤委員、江下委員、山口委員、森本委員、山田委員、田中委員、藤崎委員、平川委員、藤瀬委員、井上委員、小谷委員、池田委員、久保山委員、小野原委員、松瀬委員、小林委員、江口委員、大垣内委員  
県長寿社会課 木塚副課長、障害福祉課 吉田技術監  
こども家庭課 野田課長、こども未来課 千綿課長  
事務局：健康福祉部 種村部長、健康福祉部 豊田副部長、  
社会福祉課 福田課長、江島副課長、江副係長、綾部主査、下平主査、  
野田主事

#### 5 会議録

##### （1）開会

##### （2）健康福祉部長挨拶

##### （3）審議会について

資料1 参照

##### （4）委員紹介

資料2 参照

##### （5）議事事項

###### <報告事項>

###### ① 佐賀県地域福祉支援計画 Ver. 6 の進捗状況等

資料3により佐賀県健康福祉部社会福祉課長から説明

###### ② 孤独・孤立対策

資料4により佐賀県健康福祉部社会福祉課長から説明

###### ③ 佐賀県こども計画の概要

資料5により佐賀県男女参画・こども局こども未来課長から説明

###### ④ 児童福祉法改正（児童虐待防止対策関係）

資料6により佐賀県男女参画・こども局こども未来課長から説明

##### （6）意見交換

###### （委員長）

これより意見交換を行う。今回は、地域福祉支援計画 Ver. 6 の改定も念頭に置き、様々ご意見を賜われればありがたい。例えば、「ここをこう改善したほうがいい」みたいなことも含めてご意見をいただきたい。また、普段、委員の皆さんがそれぞれ専門のお仕事に対して考えていること、或いは県の地域福祉に対する話でも良い。意見があれば挙手願う。

(委員)

先日、全国の社会福祉士会会長が集まる会議があり出席した。そこで関東地震を例に、「災害時の支援」が話題に挙がった。厚生労働省の職員などから、「(平時から) 災害時に具体的にどう動くかを考えておいてください」という話があった。(資料No.3) 33 頁、34 頁の話に関連する話だが、災害時の福祉避難所の開設に関して、どのような規模の地震で福祉避難所は開設されて、誰が、どういう人たちが支援をするか、といったことを予め具体的に考えておくことが必要。大きな災害になればなるほど(実際に発災した際に) 具体的に動けないため、そういったことを平時から考えておくことが大事。今後、県の方でも検討いただければ幸い。

(委員)

社会福祉審議会の議題について、本日もこども計画や孤独・孤立など幅広い。改めてこの審議会の位置づけを整理した方が良いのではないか。また、資料中の CSO の表記について、CSO や NPO、NPO 団体、NPO 法人など、表現が統一されていないと感じたため、一度整理した方が理解も深まるのではないか。ここは、「県民協働指針」に書いてある施策の中でも、行政と CSO との協働が示されているため、(表現の) 整理が必要だと感じたのと、今後は DWAT の存在が重要であると考えているため、ここを(CSO と) 協働でやっていきたい。さらに、重層的支援体制整備事業について、現状をどう評価し、次期計画 Ver.7 でどのように展開していくかが大事。(資料No.3) 24 頁のところ、地域共生社会を支える担い手への支援として「人づくり」が示されている。この「人づくり」への取組が全体としても少し弱いのではないか。今後、(人材の確保は) さらに必要性を増してくるとともに、孤独・孤立との連携にもつながると考えているため、次期計画 Ver.7 ではより力を入れて取り組んでいただきたい。また、個別避難計画について、作って終わりではなく、ちゃんと実行の部分までフォローしていただきたい。最後に、地域の地域福祉計画について、市町域との連携・連動の部分は、非常に大事なので、県でせっかく良い計画をつくっているのだから、これを市町で実装できるように働きかけをお願いしたい。

(委員長)

地域共生社会の実現を図り、重層的支援体制整備に取り組むうえで、(人づくりの部分が) 少し弱いのではないか、という話があった。また、市町との連携に関する話もあった。この指摘について、県の方からも発言をお願いしたい。

(社会福祉課長)

「人づくり」への取組について、例えば、地域共生ステーション連絡会に委託し、要支援者の移送支援を担う方や地元の住民の方などを対象に養成研修を実施している。次期計画 Ver.7 に向けて、現状の課題等を確認して、(人づくりへの取組を) 充実できるように引き続き検討していきたい。

(委員)

『地域共生社会』と言われるようになりだいぶ時間が経つ。その中で、「体制」、「基盤」、「人」を作る必要があることは理解している。ただ、(今後について) 非常に危機意識を感じている。先日、介護保険の存続に対して危機意識を持っている自治体が 90%を超えると報道されていた。何をお伝えしたいかというと、孤独・孤立対策とか、居住支援とか、“新たな言葉” が出てくるが、介護保険制度が始まったときは、「行政も肝煎りでやるぞ! 民間もやるぞ!」といった強い力があつた。だから、『地域共生社会』と聞くと、なんかぼんやり雲をつかむような印象を受ける。県も

目標を立てづらいかもしれないが、言葉としてもっと強力に進めるぞという（熱い）ものがないと取組が進まないのではないかな。

これからは、介護保険のお金を使い、要配慮者を支援するといった社会にはならないと思う。いかに、住民の人たちに福祉に関わってもらい、理解を得られるか。本気でその（意識の）底上げを図らないと、地域共生社会の実現は難しい気がする。いわゆる居場所づくりとか、移動支援とか、生活支援みたいなものは住民も関わるができるため、数値目標でもって市町に落とし込んでいけるような御旗のような（佐賀県地域福祉支援）計画になったらいい。

（委員長）

非常に大事な指摘。「地域共生社会」と聞くと、どこかぼんやりしたイメージを抱く。地域住民の多くが容易に理解し、協力を得られるような言葉やシステムを作ることが大事、といったご指摘か。

（委員）

例えば、（数値目標を）「住民主体の活動の場を何か所にする」とか「居場所を何か所にする」とか「生活支援の場所を何か所にする」とか。（現在の）「市町で重層的支援体制を構築している市町を○市町に増やす」というと、なんかぼんやりする。もう少し県の方で、（指標の立て方について）音頭をとってもらいたい。

（社会福祉課長）

県でも何をもって地域共生社会が実現していると言えるのか、包括的支援体制が整っていると言えるのかについて頭を悩ませる部分。国の方にも、指標などを明らかにできないか働きかけている。引き続き、指標の立て方について考えていきたい。

（委員）

重層的支援体制整備について、こちらは包括的な支援体制整備の枠組みの中で進められていると思うが、県からの委託を受けて、事業に携わらせていただいているが、（取組主体の）市町側が実施の必要性を感じていない印象を受ける。社協側から市町に働きかけてもなかなか響かないという側面もある。ぜひ、県の取組の中で、例えば定期的に会議を開くなど、市町の意識を変えていくような技術的な支援をお願いしたい。加えて、重層的支援体制整備に市町が取り組めば、国から補助が出るといったことを知らない市町も多く、こうした（インセンティブ的な）側面も丁寧に説明していただきたい。もう一点、災害時の福祉的支援の充実について、今年災害救助法が改正されたが、次期計画 Ver. 7 には今回の改正内容を盛り込んでいただきたい。

（委員長）

重層的支援体制整備事業の実施主体は市町になるのか。

（委員）

市町が実施主体になる。重層的な支援体制を整備するうえで、様々な関係者を巻き込む必要がある。県の立てた目標が「令和8年までに8市町」となっているものの、今実施に動いている市町が「4市町程度」と進んでいない。今後、市町のやる気を出すような働きかけを行う必要がある。

(委員長)

重層に取り組む市町が進んでいないというお話。また、(重層に加えて) 災害福祉のこともあるため、そこを含めて市町がいかに(やる気を持って) 動くかがカギだというお話。

(社会福祉課長)

市町によって重層的支援体制整備事業への取組に対する温度差は感じている。今年度、重層事業に対する取組機運を高めるために、担当職員が各市町を訪問して、市町社協と行政の各担当窓口の担当者同士と一緒に話を聞いたりする場を作るなど、働きかけているところ。引き続き、しっかりとやっていきたい。

(委員長)

委員が指摘したことを、県でも考えて取り組んでいる状況と承知。今後、取組への気運が高まればいい。他に御意見はいかがか。

(委員)

重層的支援体制整備事業について、なかなか取組が進んでいかないな、と感じている。本事業を県内で一番初めに始めたのは、上峰町だったと記憶しているが。

(社会福祉課長)

上峰町は県内では二番目。佐賀市が一番目に取り組んでいる。

(委員)

県内でも重層事業の取組が始まってだいぶ時間が経過していると思う。武雄市には地域包括ケアシステムの支援体制が9町全部に作られている。武雄市は市長をトップとして、県地域婦人連絡協議会もいらっしゃるなど、力を注ぐ方が多く存在する。そのため、例えば、重層的支援体制をここ(地域包括ケアシステム)に組み込んで、体制整備をやるといいのではないかなと思う。お年寄りの方だけではなく、障害をお持ちの方、LGBTの方、それからいろんな方々を包括的に支援できる拠点になる。今あるものを活かしていく。そういった観点も今後必要ではないか。

(委員長)

武雄市が地域包括ケアへの取組が進んでいるため、今既にあるものを活かしたやり方も考えるべきだということがご意見と承知。関連で御意見等いかがか。

(委員)

武雄市は9町あるが、各地域に地域包括ケアシステムが構築されている。9町を見ると、皆さんがそれぞれ(何が必要かを)考えたうえで、(必要な支援体制を)整備されていることがわかる。私は武内町に住んでいるが、(武内町では)地域包括ケアの中で、お年寄りの方に限らず、子どもたちや一人暮らしの方など、すべての方に手が届くように支援をしている。意外と一人暮らしの方も多い。

(委員長)

今のお話は、「孤独・孤立対策」にもつながる取組であると認識。他に御意見はいかがか。

(委員)

児童虐待の通報義務化についてお尋ねしたい。(資料 No. 6) 4 頁に、虐待の通報義務化がされる制度対象が一覧化されている。私は上峰町に住んでいるが、人口 1 万人弱の地域でも、学童保育を利用する方が 120 人ぐらい存在。都道府県の欄に、児童館の記載はあるものの、学童保育の記載がない。一つ前の 3 頁に「放課後児童健全育成事業」の記載があり、おそらくここが学童保育を指している。現在、小学 1 年生から 6 年生までの中で、授業が終わったら学童保育に行く生徒が約 1 学年分(120 人ぐらい)は存在。学童保育に指導員はいるけれども、学校を離れた部分なので、よもや虐待はないと思うが、学童保育は市町だけの運営ではないと思うため、4 頁の一覧に追記をお願いしたい。

(委員長)

いわゆる“放課後児童クラブ”と呼ばれているもの。こちらを(資料 No. 6 の 4 頁に)追記できないかという御意見。県こども未来課いかがか。

(こども未来課長)

学童保育の記載について、(資料 No. 6) 3 頁にはあって、4 頁にはないというご指摘。4 頁は「県所管分」を抜粋し一覧にしているもの。放課後児童クラブは「市町所管」となるため当該頁にはとりわけ掲載していない。県も市町と一緒に児童虐待に係る通報対応に取り組んでいく。

(委員長)

他に御意見はいかがか。

(委員)

先ほど、委員から地域包括ケアシステムの話があった。武雄市の取組は非常に素晴らしいと思う。(地域包括ケアシステムを)立ち上げる際に、市長が市内全域を回って、「包括ケアシステムを住民で作りますよ」みたいな声掛けをされていた。だから、武雄市の住民は本当に地域包括ケアシステムという言葉を知ってる方が多い印象。我々は(仕事柄)地域包括ケアシステムを知っているが、この地域包括ケアシステムという言葉はまだ住民レベルでは理解できていないと感じる。だから、武雄市の事例を見ていると、市長が先頭に立ち、「さあ(システムを)作るぞ」というかけ声が住民全体に広がっている。その意味で、各市町の長にも動いていただき各市町校区などを回っていただきたい。

(委員長)

市長が市町に力強く働きかけをして地域ケアシステム、あるいは重層的な支援体制を作るようにすれば良いのではないかという御意見。他に御意見はいかがか。

(委員)

本日の説明資料の取扱いについてお伺いしたい。様々なデータが紹介されていて参考になる。

また、昨今の少子化対策について。佐賀県でも年々子どもたちの数が減少している。資料中の「自殺者数の推移」について、年代別の内訳まではわからないが気になるところ。子どもの数は減っているのに、(子どもの)引きこもりや不登校、虐待などの問題は増えている。もっと、根本的な対応が必要ではないかと思う。佐賀県は、全国的に見ても住みやすい街であると思う。食べ物も美味しく、県民の安心・安全も担保されているからこそ、今後は移民の問題にも目を向ける必要がある。また、社会の中に組織が増えていることが良いことであると考えるよりも前に、も

っと根本的な問題、もっと大事な部分を見落としていないか、今一度考える必要があるのではないか。

(委員長)

少子化対策は、国レベルでも議論される話。なかなか改善しないが、もっと根本的・本質的な部分に目を向けることが大事だという御指摘。資料の取扱いについて、県から御発言をお願いします。

(社会福祉課長)

本日の説明資料については、後日ホームページにて公表予定。

(委員長)

他に御意見はいかがか。

(委員)

この場に来るたびに民生委員の存在意義について改めて認識をするが、今年12月1日が民生委員の改選日。本日申し上げたいのはその充足率。佐賀県の充足率は約97%。従って、定員に対して70名ぐらいは不足しており、空白地区も生まれる。その意味では、プラットフォーム事業にしても、空白地区には民生委員はいないため、支援が十分に行き届かない。プラットフォーム事業は、訪問活動や声かけを行い、日頃から接触を図りながら昨今の孤立や自殺対策にも役に立っているものと認識。今の時期に（民生委員の）候補者が市町から県の方に推薦されるんじゃないかと思うが、ぜひこの時期に市町への働きかけを推し進めていただきたい。最初に空白になると3年間ずっと空白のままとなる地区も多く、強く願います。

(委員長)

民生委員がない空白地区があるため、（候補者が推薦されるこの時期に）早めに市町への働きかけを行っていただきたいというご意見と承知。全国で見れば、佐賀県の充足率は高い方なのか。

(委員)

全国で見れば県は充足率は高い方だが、（佐賀県の人口規模などで見ても）やはり空白地区は作るべきではない。全国では民生委員が24万人存在するが、佐賀県では2,200人程度存在。県レベルでは、数字以上にもう少し危機感を持って話した方がいいと考えている。

(委員長)

民生委員は児童委員と兼務する非常に大事な存在。県社会福祉課はいかがか。

(社会福祉課長)

民生委員の推薦については、市町にも早い段階から（候補者推薦の手続きに）取りかかってもらうよう県からも働きかけている。各地区の自治会長が調整されていると思うが、こちらからも早めに情報を提供するようにしている。現状、空白地区を空白のままにしてはおけないため、近隣の地区の民生委員さんが、カバーし合うような形で負担が大きくなっていると承知。こうした空白地区が解消されるように、市町と一緒に取り組んでいきたい。

(委員)

「我々抜きで我々のことを決めないでください」という基本的な障害者に対する思いがある。その点では本日の審議会へ呼んでいただけたことは非常にありがたい。地域福祉支援計画は、県と市町がお互いに協議しながら進める必要があると思うが、本日の出席者の中に市町行政関係者が1人もいない。市町行政の担当者にオブザーバーでもいいから、この場に入ってもらうわけにはいけないのか。資料自体はホームページでも見れるということだが、(公開されても)見ない方が多いのではないか。“百聞は一見に如かず”ではないが、(審議会に参加してそこで出た意見などを)現場に持って帰って、日々の仕事に活かしていただくといいのではないかと思う。私たちが市町行政の窓口に行った時も、「あのことですね」と話も通じるしスムーズになると思う。お願いということで発言した。

(委員長)

市町行政の関係者にもオブザーバーなどで参加していただきたいというお話。今後、県側でも検討いただければ幸い。

(社会福祉課長)

本審議会委員には市長会、町村会からそれぞれ委員に就任いただいているが、御都合により本日は欠席されている。なお、本日の会議は“公開”で開催をしており、一般の方が傍聴することも可能。事前の会議を開催する情報の伝え方、開催の案内などを工夫させていただくなどで対応したい。

(委員長)

他に御意見はいかがか。

(委員)

地域共生社会を共に支える体制づくりの中で、孤立支援や児童支援の話は出てくる。今後は、(審議会のような場に)「ろう者と盲者を入れてほしい」と思う。私たちは健常者で耳は聞こえるし、目も見える。だが、ろう者と盲者は災害などが発生したときには、情報が十分に伝わらないことがある。知事が大事なことをお話される際、大事なことを言うときにしか手話が入らない。(じゃあ、今から知事が話をしますというところだけにしか手話が入らない。)(知事がお話された後の)「何月何日から規制が入ります」とか「何月何日に終わります」とか、そういう大事なところには手話が入らなかった。そこで以前政策部にお願いをして、「大事なところは、ろう者にも伝わるように手話を入れてください」とお願いをしたら、その後から手話が入った。マイノリティーではあるがそうした部分にも配慮をお願いしたい。

(委員長)

とても大事なご指摘。(マイノリティーと言っても)生活に困っている方にも対応した社会福祉審議会でありたいと思う。

以上を持って意見交換を終了する。時間内に発言できなかった委員は、会議終了後に事務局まで連絡いただきたい。また、本日はいろんな御意見が出たが、事務局におかれては、次期計画Ver. 7がよりよい計画になるよう本日の御意見を参考にさせていただくようお願いする。

(7) その他

地域福祉支援計画の改定について、民生委員審査専門分科会の開催について、事務局から説明。

(8) 閉会